

岐阜労働局発表
令和7年5月21日(水)

報道関係者各位

担 当	労働基準部 健康安全課
	課長 米山 宏治
	地方労働衛生専門官 土本 吉宏
	電話 058 - 245 - 8103

令和7年度の職場における熱中症予防対策の取組について

労働安全衛生規則の改正及び「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の展開

岐阜労働局(局長 原田 浩一)では、令和7年6月1日からの改正労働安全衛生規則の施行を見据え、5月1日から9月30日まで「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、監督指導時等のあらゆる機会に熱中症予防対策に取り組むよう周知・指導します。

～ 令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行 ～

○ 熱中症対策の強化について

職場における熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の5倍～6倍であり、死亡災害を発生させないためには、初期症状の放置、対応の遅れによる重篤化をさせない対策が必要です。

(資料1参照)

○ 改正内容

令和7年4月15日付けで労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、令和7年6月1日より改正労働安全衛生規則が施行されます。(資料2参照)

改正内容は以下の2点です。

1 報告体制の整備

作業に従事する労働者が熱中症の自覚症状を有する場合及び作業に従事する労働者に熱中症が生じた疑いがあることを作業に従事する他の者が発見した場合にその旨を報告する体制を整備し、作業に従事する者に周知する。

2 措置の内容及び実施手順の作成

作業場ごとに作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせる等、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、作業に従事する者に周知する。

対象となる作業は下記のとおりです。

「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」

WBGT 値 28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は
1 日 4 時間を超えて実施が見込まれる作業

(資料 1、資料 2 参照)

～ STOP！熱中症クールワークキャンペーン ～

～ キャンペーンのポイント～

< キャンペーン期間 : 5月1日～9月30日 >

キャンペーン期間中の実施事項の概要

- 暑さ指数の把握と評価を行うこと
- 測定した暑さ指数の値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること

< 重点取組期間 : 7月1日～7月31日 >

重点取組期間中の実施事項の概要

- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

(資料3参照)

～ 岐阜県内の熱中症による労働災害発生状況～

○令和6年の熱中症による休業4日以上死傷災害数

令和6年の熱中症による休業4日以上死傷者数は20人(死亡は0人)で、前年(令和5年)に比べて4人の増加となりました。また、熱中症災害発生件数は増加傾向になっています。

(資料4グラフ 参照)

○製造業、建設業で全体の約半数を占める

平成23年から令和6年までの熱中症による休業4日以上の業種別死傷災害発生状況を見ると製造業が最も多く44人、次いで建設業が36人、運送業が23人の順で発生しています。また、製造業と建設業で熱中症災害全体の47.9%と全体の約半数を占めています。

(資料4グラフ 参照)

○発生月別では、7、8月が多い

平成23年から令和6年までの熱中症による休業4日以上の発生月別死傷災害発生状況を見ると7月が65人、8月が66人発生し、7・8月で全体の78.4%を占めています。

(資料4グラフ 参照)

～令和6年の熱中症災害事例～

【製造業、8月】

・工場内で検品作業を行っていたところ、気分が悪くなり早退した。帰宅後に悪寒と共に発熱したため医療機関を受診したところ、熱中症と診断された(1週間の休業必要)。被災者は翌日の朝には熱が下がったため出勤しようとしたが、事業場の判断により、休業したものの。

【運送業、8月】

・配達先でトラックの荷室内で荷卸し作業を行った後、意識が朦朧となり倒れた。氷等で身体を冷やす等の応急措置をし、意識は回復した。その後、症状が改善されなかったため、救急車で病院に搬送後、熱中症と診断され、そのまま入院した。被災者は翌日に退院したが、医師の指示に基づき5日間休業したものの。

【接客娯楽業、8月】

・飲食店の倉庫で食器等の洗い作業を行った後、気分が悪くなり休憩をしていたが、症状が改善されないため救急車で病院に搬送され、熱中症と診断された(10日間の休業必要)。被災者は当日に退院したが、翌日から休業したものの。

添付資料一覧

- 資料1 「令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます」
職場における熱中症対策の強化について リーフレット
- 資料2 厚生労働省令第五十七号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」
- 資料3 STOP! 熱中症クールワークキャンペーン リーフレット
- 資料4 岐阜県内の熱中症による労働災害発生状況(休業4日以上死傷者数)

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

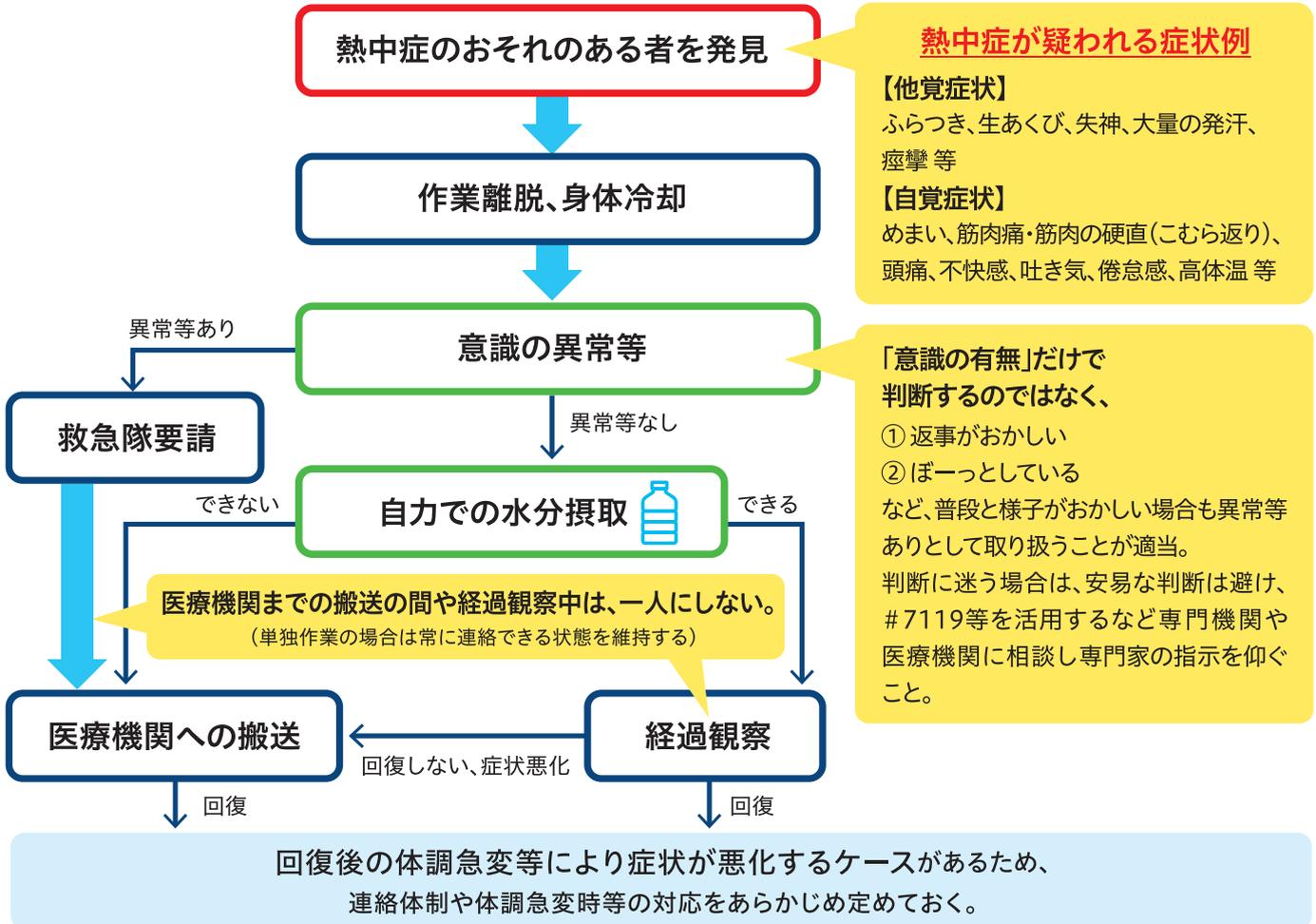
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

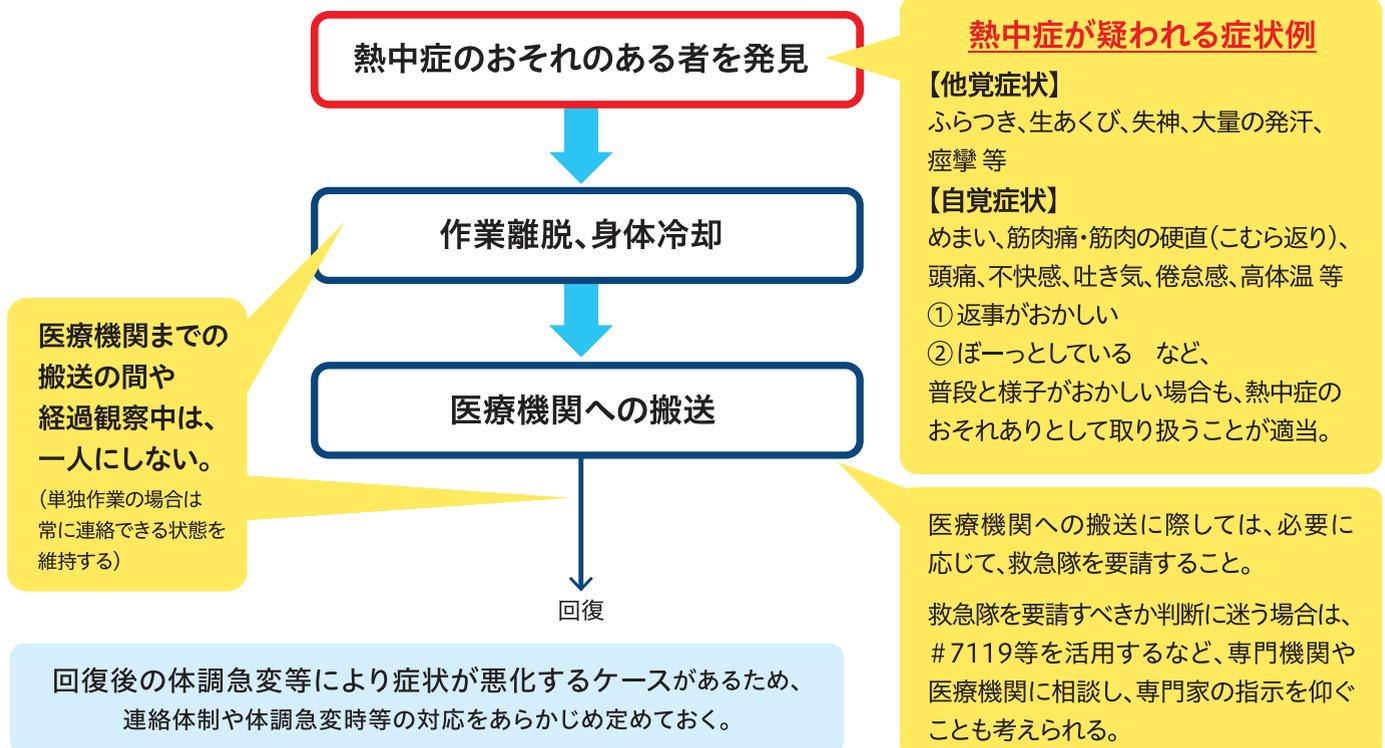
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



○厚生労働省令第五十七号
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令
 令和七年四月十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働安全衛生規則の一部を改正する省令
 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編・第二編（略）</p> <p>第三編 衛生基準</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 温度及び湿度（第六百六条―第六百十二条の二）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>（熱中症を生ずるおそれのある作業）</p> <p>第六百十二条の二</p> <p>事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。</p> <p>2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一編・第二編（略）</p> <p>第三編 衛生基準</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 温度及び湿度（第六百六条―第六百十二条）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

附則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立
事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備
JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業計画の策定
暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討
暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討
冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討
透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討

教育研修の実施
管理者、労働者に対する教育を実施

ガイド・教育動画 e-learning




緊急時の対応の事前確認
緊急時の対応(異常時における連絡体制や対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

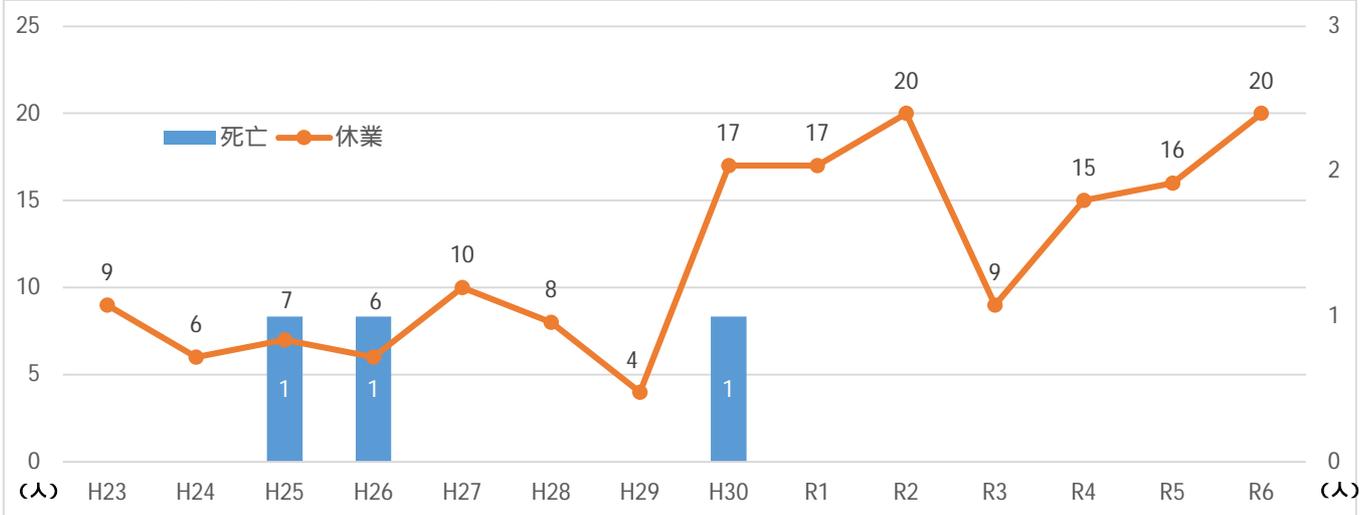
にすべきこと



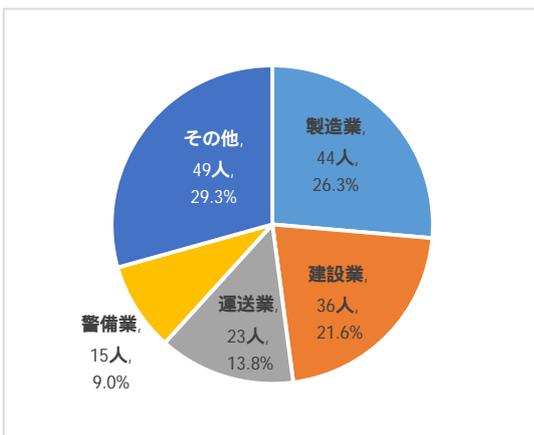
- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

岐阜県内の熱中症による労働災害発生状況(休業4日以上)の死傷者数

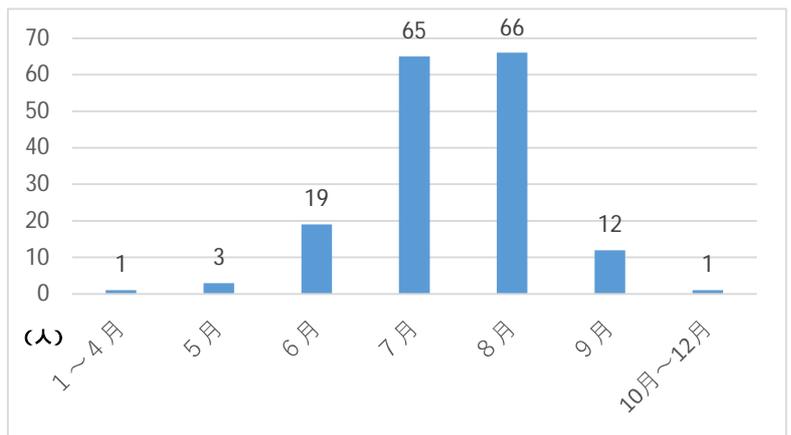
グラフ 発生年別の推移(平成23年～令和6年)



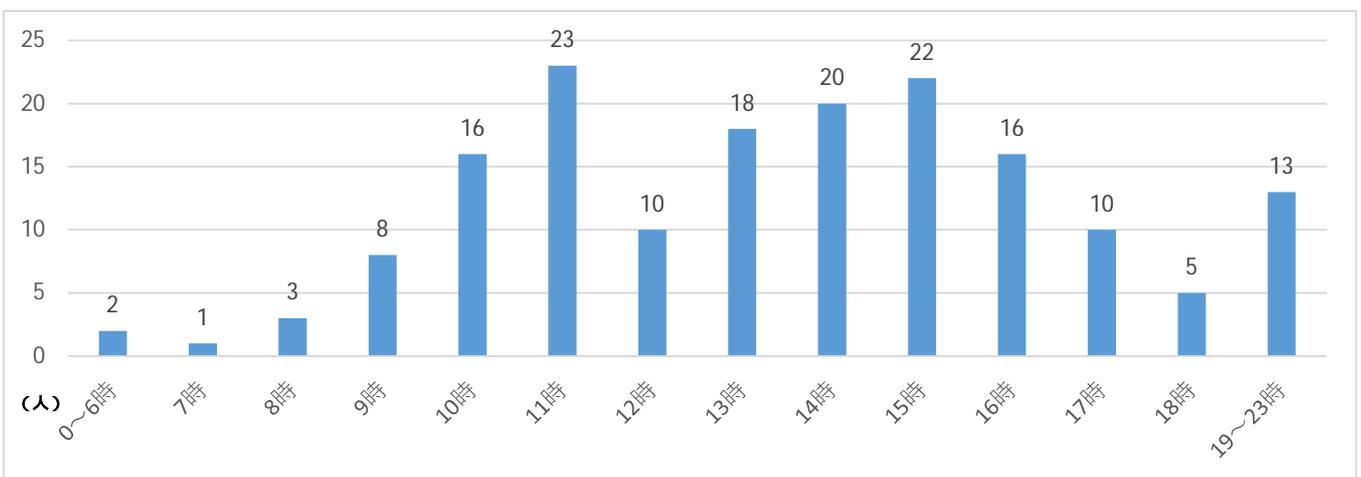
グラフ 主な業種別(平成23年～令和6年)



グラフ 発生月別(平成23年～令和6年)



グラフ 発生時間別(平成23年～令和6年)



この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上)の労働災害を集計・分析したものです。